

平成21年度第2回 市川市地域自立支援協議会 会議録

- ◎日 時 平成22年2月4日(木) 10時～12時
- ◎場 所 市川市急病診療・ふれあいセンター2階 第1集会室
- ◎出席者 山崎 朝比奈 松尾 長崎 井上 田上 東郷 米村 柴田 伊藤 磯部
事務局：竹野 木塚 五十嵐 渡辺 牧野
- ◎欠 席 酒井 林 宇田川
- ◎議 事 1. 開会
2. 各部会からの報告
(1) 相談支援部会
(2) 就労支援部会
(3) 生活支援部会
3. 委員の改選について
4. その他
5. 閉会
- ◎資 料 1. 相談支援部会活動報告
2. 就労支援部会活動報告
3. 生活支援部会活動報告

会議録

1. 開会

司会： これより、平成21年度第2回市川市地域自立支援協議会を開催いたします。

山崎委員： 平成17年の障害者白書の取りまとめによると、20人に1人が何らかの障害があるということになっています。また、不況により、職を失った方も増えています。自立支援法が廃案の方向で進んでいるようです。内容は、応益負担から応能負担へという流れのようです。障害のある方をどのように支えるのか、ハード面が大きな支えだったように思いますが、これからは、支援者をどうしていくか、ということもいろいろなところで課題になっていると思います。創意工夫を凝らして、自立支援協議会を有効に利用していきたいと思います。

では、相談支援部会から報告をお願いいたします。

朝比奈委員： 平成21年度4月から、基幹型支援センターえくるが開所となりました。えくるを中心とした市内の体制作りが第一の取り組み課題となりました。えくるの相談活動については、4月から9月の上半期の実績報告を添付させていただきました。

えくるは、相談員4名、事務員1名の体制で、4月16日から活動をしています。毎月20件から、多い月では40件を超える新規の相談を受けています。そのうち、「単発終了」というのは、単純な問い合わせや情報提供で終了したものです。これは全体の相談件数の1/3から1/2程度で、継続していくケースが増えている状況です。相談内容としては、複数回答ですので、一人の方が数個相談されている場合もありますが、多いものは、福祉サービス、生活スキルを身につける、日中や余暇

活動を探しているというものです。居住サポート事業も併設していますので、住まいを探す、一人暮らしの相談も入っています。年金や医療と結びつける・調整する、というものもあります。福祉サービスの具体的な動きとしては、申請援助や事業所の紹介、サービスの調整など、延べ699件の相談となっています。具体的な相談の展開として、アウトリーチというのは、積極的に出かけて行くという意味合いで使っていますが、自宅や学校、職場などの生活場面に出向き、その中で生活困難やサービスの必要性についてアセスメントをし、サービスの利用計画を立てていくということを行っています。また、現在サービスを使ってはいるがうまく活用できていないという相談もありますので、その場合には、事業所との調整を図り、より身近な支援者につなぐという支援を行っています。生活スキルに関する相談支援も多くなっています。具体的には、国府台病院の定義ですと長期とは6ヶ月以上ですが、長期にわたり地域社会とのかかわりを持っていない方を引きこもりと定義していますが、引きこもりの方に対する相談も一定の割合であります。家族や本人と原因を協議し、出かけるためにはどのようなことが必要なのか情報提供したり、同行することもあります。人との距離がうまくとれない、というストレスが暴力や金銭の浪費になってしまうことや、不安が大きいとパニックを起こしてしまうこともあり、どのように対処していくか場面ごとでスキルを身につける支援を行っています。日中・余暇活動の支援の場合、福祉サービス活用の場合と就労へのステップを踏んでいく場合もあり、社会資源を使い分けて支援を行っています。

頻度の高い資源としては、行政機関・病院・事業所・学校などとの連絡調整を行ったり、ご本人が理解できる情報提供を行ったり、生活困難を正しく理解するための情報を関係機関につないだり、言ってみれば手間のかかる支援に時間を費やされているという状況があります。

えくるに全ての相談機能が委ねられるわけではなく、関わっているサービス事業所でも相談支援の考え方やスキルを拡げていただき、市川市全体の相談機能の厚みを作っていくと相談支援部会で考え方をまとめました。今年度、2月8、9、10日の3日間、市内相談福祉サービス事業所に呼びかけ、相談支援基礎研修を行うこととなりました。市川市から自立支援法に基づく相談支援体制についてご説明いただいたり、えくるの機能、現場で起きている相談支援に関わる課題について話し合いながら問題解決に取り組んでいく、という参加型の研修を企画しています。今後はさらに、ステップアップのための研修等も取り組んでいきたいと考えています。

相談支援機関の中では、権利擁護の観点から、積極的なかかわりを求められる事例が多くあります。年金や給料が自分のために使われていないという状況が疑われたり、家族や身近な人から暴力を受けているということが疑われたりする場合や、適切な福祉サービスや医療が利用できていなかったりするネグレクトにあたる相談事例もあります。本人の金銭管理能力が低く、浪費してしまい、必要なときにお金が得られない場合、家族に関わる相続の場面で後見の申し立て等の支援も見られます。社会福祉協議会が実施している「てるぼサポート」から報告をいただきましたが、この「てるぼサポート福祉援助事業」サービスを使っている方65名のうち、

高齢の障害を含めた障害者は半数を超えるということで高齢者だけでなく、障害者も含めた権利擁護システムが大きな課題となっています。国では、平成 22 年度予算に障害者虐待防止法制定を予定した予算が組まれています。今後は、市町村レベルでの障害者虐待への取り組みが大きな課題となっています。当初、相談支援部会では、新たに権利擁護の部会の設置を想定していましたが、市川市としては、当面生活支援部会と就労支援部会の 3 部会で進めて行く状況ですので、相談支援部会のなかで権利擁護についても取り組み課題に位置づけ、相談事例の分析や課題の定義等を 22 年度以降行っていきたいと思います。相談支援部会からの報告は以上です。

山崎委員： 相談支援部会に対しての質問等ありましたらお願いいたします。

柴田委員： 用語についてですが、「スキル」「アセスメント」等、横文字を使った単語が多くあります。辞書で引いてみると、いろいろな意味があり、横文字が多すぎて理解に苦しむことが多いです。説明をお願いいたします。

朝比奈委員： ご指摘の通りで、言葉の使い方については、考えていかなければならないところだと思います。私たち自身、使っていても曖昧になっている場合があります。「アウトリーチ」について市川市では、相談がくるのを待っているのではなく「積極的に出かけていく」という使い方をしています。「アセスメント」については、ご本人をどう理解していくか、ということと、家族や医師、関係機関にどう理解を求めていくかという 2 つの意味合いがあると思います。特に、えくるの仕事の中でアセスメントが重要になっているのは、一人暮らしの方や家族がいても高齢で認知症など、ご本人の状況をきちんと説明できる人が回りにおらず、どのように生活されているのかわからない状況で相談に結びつくケースが多いので、わかるようにしていくという意味で使っています。「生活スキル」についても重要で、例えば、精神科の病院に長期間入院していて、電車の切符を小銭でしか買ったことがない、カードでの購入やスイカを見たことがないという方がいます。買い物等についても日々変わってきています。理解が出来ないのではなく、経験したことがないために出来ないことが多くあります。その場合、出来ないことをヘルパーさんをお願いするのではなく、一緒にやりながら日常生活でやっていることを伝え、出来るようになっていただく、覚えていただくという支援が多くなっています。

ご指摘いただいた言葉は、重要な言葉ですので、今後は一般市民の方にご理解いただけるような言葉や説明に置き換えていくことも検討していかなければならないと思います。

田上委員： 適切な言葉はないということですね。何種類かの意味をまとめて表しているのですが、日本語に直すといくつか並べないと実体とならないことは歯がゆいところですが、福祉関係の方ばかりではありませんので、できるだけわかりやすい言葉にしていただくことも必要かと思います。

柴田委員： 例えば、「スキル（技術）」と書く等、出来るだけ近い意味をつけていただければと思います。

山崎委員： 一つの単語にいろいろな意味を含んでおり、それを狭めないためにも敢えて横文字を使っているということもありますが、わかりやすくするためにも括弧書きでその

ときに合った意味を書いておく必要もあると思います。

東郷委員： 相談は、本人からと家族からと第三者からと、どのような割合でしょうか。

朝比奈委員： ご本人から直接の場合が 44%、ご家族が 17%、関係機関が 15%、学校を含む行政が 10%、事業所 5%、病院 5%です。

米村委員： 相談の中の「教育」というのはどのようなものでしょうか。

朝比奈委員： 学校に在籍していて、不登校、手段がなく学校に行けていない、進路の選択の相談です。

米村委員： 以前は、学校の登下校にヘルパーが使えない等ありましたが、現在は緩和されてきています。

山崎委員： 就労支援部会からの報告をお願いいたします。

伊藤委員： 林委員が欠席のため、私から報告と提案させていただきます。

本年度の報告といたしましては、一般就労から特例子会社を招いての講演会「就労セミナー」と企業に呼びかけて施設見学会を行いました。

就労支援セミナーは、企業が求めている要素を明らかにし、就労支援に役立てるとともに、本人や支援者の意欲の向上を図ることを目的とし、8月27日にITの特例子会社ISFハーモニーの事業部長の白砂様を講師に行いました。当初は、セミナーのみの予定でしたが、白砂様のご厚意もあり、職場見学会・実習も行うこととなりました。

次に、企業に呼びかけての施設見学会についてです。障害者の理解を深めていただくとともに、当事者や支援者の交流を進めることで雇用促進を図ることを目的とし、10月7日に午前と午後の2回に分けて行いました。見学後に、市川市の就労支援に関する説明と質疑応答を行いました。そこでは、バックアップ体制・家賃負担への支援・公共施設の活用を検討して欲しい、という意見や、すでに障害者を雇用している企業からも、アフターフォローはどの程度までやってもらえるのか質問があり、浸透していないことが伺えました。また、他の企業の取り組みやモデル的な取り組みを知りたいという意見もありました。

まだ、企業側と福祉側で共有されていない部分や周知が足りない部分が見えてきたので、今後の取り組みの方向性をまとめました。一つ目としては、企業に対し、障害者や就労支援の実情についてPRするとともに、定期的に施設見学会を開催すること、具体的にすでに取り組んでいるものとしては、雇用推進担当室から企業向けに、奨励金の広報とともに障害者雇用及び福祉的就労に関する啓発パンフレットを送付すること。二つ目としては、アフターケアの充実に向けて、研修会を開催し、制度の必要性について具体的に数値化をはかり、予算要求に向けて基礎となる資料を作成することがあります。就労支援部会からは以上です。

山崎委員： ありがとうございます。平成21年度にはじめてばかりですが、例えば企業側や本人から取り組みに関わる何らかの動きがありましたか。

伊藤委員： 見学と実習をした中で、残念ながら就職に結びついた方はいなかったのですが、企

業とどう関係を作っていったらいいのかという明確な課題になりました。

山崎委員： もう一つ、企業側から行政にバックアップを求める声が上がっていますが、現在のところそのような考えがあるのか伺いたいです。

事務局： 現在、障害福祉サービスに対する家賃補助等を行っています。企業に対しては検討されていない状況です。

山崎委員： ありがとうございます。今後の課題ということで、明らかになっていくと政策提言というかたちで社会福祉審議会等で審議していただけるようなタネになるのではないかと思います。では、就労支援部会について、ご意見やご質問等をお願いいたします。

朝比奈委員： アフターケアのところですが、1対1の相談支援の関係で行おうとすると、いくら人がいても足りないと感じています。浦安市の地域活動支援センターは働いている人も視野に入れて開設時間を20時までにしたり、F o r U sのようにご本人も運営に関わるという、今までのやり方+αで場の支援も併せて考えていったほうが効果的なのではないかと思います。その意味では地域活動支援センターの活用の可能性もあるのではないかと思います。また、会社の支援方法も違うと思いますので、会社の支援者の集まりのようなものも組織化して情報交換をしていけると、点と点の支援ではなく、面の支援に出来るので、効果をあげられると思います。

伊藤委員： アフターケアに関しては、自立支援法の就労意向の部分で今後どうなっていくか見えないのですが、アフターケアをやっていけるのかということも課題だと思います。また、朝比奈委員にご提案いただいたものに関して、アクセスの利用者は年々増えていて労力もかかっているのも、限界と感ずることもあるので、対集団に関する支援や当事者が行っていく余暇の部分も含めて、そういった取り組みが出来たらと思います。

山崎委員： 是非取り組んでいただきたいと思います。

田上委員： クラブハウスF o r U sというのは、どのような団体でしょうか。

松尾委員： 元々は、精神障害者を対象とした作業所で、現在は、就労支援事業所です。千葉県のモデル事業で始まった、様々な目的で集まった方を作業所等とは違い登録等を必要としない、場所に対応できるような居場所や集う場所として、例えば仕事をしている方同士がそれを目的としてミーティングを持つ等の活動をしていました。モデル事業終了後は、作業所という形で、京成国府台駅から徒歩1分程度のところにあります。

朝比奈委員： 補足ですが、F o r U sは精神障害者の方を対象にはじめたものですが、軽度の方や発達障害の方もいます。集団に入れなければ、ただ座っているだけになってしまいますが、もちろんそれだけでも構いません。例えば、みんなで集まって買い物をして料理を作ろうということ、グループで分担して行うということがプログラムになっています。役割意識を持って、皆さん自ら通う選択をしています。行けば、プログラムが用意されているわけではなく、考えてやりたいことをやるというところですが、皆さん活発に活動されています。

田上委員： 知的の分野しか理解しておらず、わが子を見ていると、就労ということを入

ることすら苦痛に感じるものですから、このようなところは理解しにくいところがあります。

見学会へは、企業が5社参加ということでしたが、これらは特例子会社を検討しているということでしょうか。

伊藤委員： もちろんそのような企業もありましたが、関わりのある企業等にランダムにこちらからお声かけした結果、ご参加いただきました。障害者の就労さされていないところも、すでに取り組んでいるところもありましたが、大企業については、時代の流れで特例子会社を作って障害者を雇用するというのが主流となっているように感じます。

井上委員： 施設見学会の参加企業は、具体的にどのような職種なのでしょう。また、実習をされていますが、実習をされた目的と実習生の年齢を教えてください。

伊藤委員： まだ就労には結びつかない方が実習をしました。体験的な目的で参加された方が多かったと思います。年齢に関しては、30代前後の方が多かったです。

事務局： 申し込みがあったのは7社で、参加企業は5社です。

井上委員： それぞれの職種は何ですか。

伊藤委員： すでに雇用しているところで高齢者関係のところでは、直接介護ではなく清掃であったり、洗濯たたみ、軽度の方ですと、介護補助をされている方もいます。高齢者分野でも人材不足があり、障害者も雇用していただける先として有力ですが、対人関係なので、難しいところもあります。

田上委員： 知的障害の方がヘルパー3級を取得し、高齢者施設で話し相手になるというものも出てきています。

松尾委員： 作業所等、福祉的就労も課題に上がっていたと思いますが、そちらについての進捗状況も教えていただければと思います。

伊藤委員： 一般就労とは別立てで、順番に行う予定でいます。福祉的就労はまだ行えていませんが、福祉的就労担当者会議というところでは、話し合いが進んでいます。それぞれの事業所の課題を出していただき、仕事がなかなかないということも上がっており、仕事がもらえるような働きかけを行っています。事前に「障害者の就労支援についてのお願い」という資料が送付されていますが、その後半部分が福祉的就労の仕事をくださいという内容のチラシになっています。また、各施設がどのような職種の仕事をしているかという一覧を載せています。このチラシは雇用推進担当室から市内の事業所に手渡しで配布しています。一般就労も含めてですが、福祉的就労の取り組みは以上です。

松尾委員： ありがとうございます。この後、生活支援部会の報告もさせていただきますが、生活支援部会に関わる日中活動連絡会でも、福祉的就労と同じ担当者が関わっていますので、時間と労力の節減のためにも、共通で話し合えることがあれば、話し合っていきたいと思い質問させていただきました。

山崎委員： 生活支援部会から報告をお願いいたします。

松尾委員： 資料にもありますとおり、既存のものも含め、日中連絡会、重心サポート会議、グループホーム等連絡協議会、居宅支援連絡会、地域意向支援協議会という5つの日中の場を支える会議体があります。生活支援部会では、それぞれの分野で話し合われた会議内容を取りまとめています。多分野にわたっておりますが、個別の課題を共通の課題にしていくことが自立支援法の課題になっていきますので、部会でも共通の課題は何か、話し合ってきました。それぞれの報告を受けてわかってきたことで、共通の課題としては、マンパワーが足りずどの事業所でもニーズに応えたいけれど、応えるためには人が足りずに困っているという状況があります。また、送迎サービスについて、送迎車の台数が限られているため、利用回数が限られたり、距離の問題で送迎の範囲が決まっていたり等、ニーズに応えられていないことがあります。これらに関しては、具体的に数の把握が必要であると認識しています。

磯部委員： 個別の重点課題について報告します。1点目は、重症心身障害児者、重度の肢体不自由者、医療的ケアの必要な方の利用できるサービスが特に不足しているという点です。実態把握が出来ていない状態です。知的・精神・身体の障害者から比べると、重度の方は、少数です。そのため、当事者やご家族からの声が表面化しにくいことがあります。また、医療的ケアの必要な方が年々増えており、現在県立船橋特別支援学校に在籍中の医療的ケアの必要な率も増加していますし、医療が進歩しNICUでも命をつなげるようになりましたが、病院から退院できないという状況もあります。そのような方たちは、自宅で家族がついているのがほとんどで、それ以外で対応する場がほとんどない状況です。2点目は、ご家族の高齢化による介護力の低下が顕著であることです。日中活動系や居宅介護系の事業は、市川市の古い歴史の中で拡充してきていると思います。しかし、がんばってきたご家族、ご本人の高齢化が進んできています。そのため、次のステップに進まなければならない状況です。

松尾委員： 取り組みについては、A3資料の別表を抽出したものです。それぞれ簡単に報告します。日中活動連絡会では、実態調査を行います。重心サポート会議では、資料の図が福祉的リハビリテーションモデルとなっています。こういった仕組みが出来たら、障害をお持ちのご本人やご家族がどれだけくらしやすくなるかという理想像を提示しています。その通りに実現するかは別として、よりよい暮らしができるということを目指してこのモデルに向かって協議を進めていきます。グループホーム等連絡協議会では、社会福祉施設の必要性が上がってきています。居宅支援連絡会では、ホームヘルプの事業所を中心とした研修会を予定しています。地域移行支援協議会は退院促進の支援を行っているところですが、来年度も継続していくので、事業所につなぐ困難さ等が共有されています。部会全体の報告としては、マンパワーの不足が上がっていましたので、障害者週間の際に多目的ホールで毎年行っている展示会で、人材募集コーナーを設置しました。できれば障害や事業に関わらず行いたかったのですが、今回は準備等の関係で施設関係のみになってしまいましたが、次年度以降も各所で継続していきたいと思います。また、研修や勉強会の情報を共有し、障害理解の促進とネットワークの構築を図っていききたいと思います。今後も人材確保のための市単位でのフェアを企画、相談サービスの拡充に向けてニーズ調査、障

害を特定せずに利用できる資源のモデル提示に向けて検討を行う、夜間や休日の対応可能な人材の確保やバックアップ体制作りの検討を行う、医療的ケアの必要な方に関してのモデルに関して、実施していくためにはどうすればいいか検討を継続していきます。以上で生活支援部会からの報告を終わります。

山崎委員： ありがとうございます。ご質問等ありましたら、お願いいたします。

田上委員： もっともな提案で不足のことばかりで、質問のしようがありません。政権交代したばかりで、まだ何も提案されていない状況です。とりあえず、自立支援法に則って進めるしかありませんが、民主党は自民党が作ったものはすべて壊す、というかんじにしかみえないので、自立支援協議会もどうなるかわかりません。どこで、いつ反映するのかわからず、むなしい作業に見えてきます。地方自治体単位でできることを今後ともすみやすい市川市作りをしていって欲しいと思います。先日、親の会でセミナーを開催した際、国は入所施設は要らず、地域生活はグループホームと推し進めていますが、突き詰めると入所施設は必要という結果が出ています。支援者の数を莫大に増やし、週末等もしっかりケアできる体制を作れるのであればグループホームも可能とは思いますが、しかし、今の世話人や職員体制では、難しいと思います。入所施設に聞いてみると、利用者は減っていないそうです。地域に出ても、施設もやっていけないですし、希望者を募ったりするようなので、ただ利用者が入れ替わっているだけのようです。これからの政権に期待しています。

東郷委員： 数年前、利用者の母親が病気で倒れ、1、2ヶ月お預かりしなければならなくなったとき、体制が取れていなかったため大変だったのですが、現在は安心して病気になれるような状況でしょうか。

人材確保についてですが、主にレスパイトの東葛地域で取り組んでいるネットワークがあります。ボランティア・就職相談会を年1回行っていて、先日3回目でしたが、人が来ません。松戸市や市川市の広報にも載せましたが人が集まらないので、来年は直接学校に行こうと話していますが、皆さんはいかがでしょうか。

磯部委員： 残念ながら、現在も母親が安心して病気になれる状況ではないと思います。結局は市単のレスパイト事業所や入所施設等を組み合わせ、なんとか通常と変わらない日常生活を送れるよう、無理をしたサービス提供を行っているのが現状です。

人材フェアについては、前回は障害者週間の展示会の際、場所を設けていただきましたが、結果としては一人も来ていない状態です。違う仕掛けが必要だと思います。正規職員で募集をかけても、新規卒業生が来ないのが現状です。雇用対策なのか、実習型雇用という助成金をつけて半年ほどプログラムを行い、求めるレベルに成長させるという仕組みもあり、それは求人が殺到しているそうです。また、学校に行くという話をされていましたが、学校から呼ばれてブースを出すこともありますが、学生たちは少しでもいい条件のところに行きたいという方が多いようで、寂しい気持ちで帰ってくる人が多いです。

山崎委員： 先日、某雑誌が行っていた年収の調査で、総理大臣が4200万円程度、支援員に近いであろうホームヘルパーの年収は299万円で、従事している人は、3万人程度、フリーターの人は100万円程度でした。給料が低いというイメージは、あると思い

ます。

田上委員： 見方の違い、と言う人もいます。例えば、美容師見習いやアニメーターなどは、福祉の現場より低いという人もいます。福祉の現場の賃金が安いというだけではないのではと思います。職業の魅力など何らかの形でアピールする必要があると思います。理解してもらえるような方法を講じていかないと、いけないと思います。私どもも、新規職員を採用し、初任給いくら払えるかを考えたところ、大学卒業だと約18万円程度だと思いましたが、4万円程低くなってしまいます。昔は中核派など、福祉しか道がなかったようですが、今はそのようなものはないので、どのような形で魅力をアピールするか課題だと思います。

磯部委員： 良いニュースがあります。職場体験で中学生が施設に来ますが、校長先生と話す機会があり、中学生がどのように職業を選択する際にどう考えているかという、施設などの職場体験があつて、それを目指してがんばります、という生徒が増えていくそうです。そういうことも考えながら対応していきたいと思います。

山崎委員： 背中をみせる、ということも必要なのだと思います。

報告書の中で気になるところがあり、マンパワーのところではサービス提供責任者がヘルパー役、支援者役を兼任する、というのがあり、利用される方に権利侵害の恐れがあるような役割は望ましくないのではないかと思います。本来は係が違うのに、他の役割まで担うことで、その支援者だけで、その人の全人生が把握できてしまう、一人の支援者が間違えたときに、誰も正してくれる人がいないことになってしまいます。もう少し、高齢者分野を参考に、お客様のためにならないということをきっかけにして欲しいと思います。

田上委員： 自立支援法で、ケアマネージャーを置くと謳っていないため、そのようなことになってしまっています。介護保険のように謳っていればよかったのですが、自立支援法にはなかったため、「ケアマネージャーのような仕組みを取り入れて」というような曖昧な表現だったため、このようになってしまっています。今度の総合福祉法（仮称）へは、しっかり位置づけるようになると思いますし、そうなって欲しいと思います。

山崎委員： 送迎サービスについて、意見が上がっていますが、福祉有償運送に関する協議会があると思うのですが、そちらでは、送迎について話題になっているのでしょうか。

田上委員： 有償運送が入ってきて、仕組みがわかりづらくなりました。移動支援のボランティアが今でもありますが、協議会で制約されるようになってしまい、今では10人程度になってしまいました。以前は100人以上いたのに、数千円実費のかかる研修が必須となり、運転ボランティアの資格を取って、運転をすることになるのですが、そのような手間があるのであれば、隣の方が乗せていってあげるくらいの方が、いいのかと思います。事故に遭ったときのことを考えてのことだと思いますが、タクシー会社からクレームがきて、運転ボランティア制度が、用を成さないものになってしまったというのが事実です。

事務局： 話が広がっている部分はありますが、当初この話題が出たときは、公立施設の送迎についてでした。他の部分でも必要性が出てきていますが、有償輸送について

は、考え切れていないのが現状です。

山崎委員： 介護ですと、送迎も行うこととなっていますが、それが出来ないとなると誰がするのか、お金を払うのか、ボランティアがするのか、税金でやるのか、だれが支えるのか、ということだと思います。その辺りをお調べいただいて、どのようなあり方がいいのか、誰が関わるのがいいのか、教えていただきたいと思います。

委員の改選について、事務局から市の方向性等をお話いただきたいと思います。

事務局： 平成 20 年 2 月に要綱を設置し、3 月に発足しましたが、要綱上、任期は 2 年となっています。再任は妨げないとなっています。次期委員の選任が必要な時期となっていますが、事務局としましては、協議会について設置した 19 年度に 1 回、20 年度に 5 回、今年度は本日が 2 回目です。今年度の 2 回ということにも関連しますが、各部会が活発に活動している状況があり、今後協議会自体をどのように位置づけるかが検討課題となっています。次期委員については、えくるや教育機関等、若干増やしながらかは原則は再任と考えています。委員の皆様からは、当事者の声が必要だという意見があり、事務局としましても重要な事項であると認識しています。このことについて、当事者の方の意見が反映・集約されるシステム作りの設定について、皆様で検討していただけたら当事者の方の意見を伺って反映することが出来るか、今後の課題として話し合っていただければと思います。また、各部会で様々な活動をされており、各団体の方を巻き込みながら活動していただけるか検討していただきたいと思います。

山崎委員： 議事というより、報告というものだったと思います。ご意見がありましたらお願いいたします。

柴田委員： 自立支援協議会は、名称そのものはどうなるのか、また、市内全障害者の中で、身体障害者が占める割合は 73%程度になると思います。自立支援協議会の中では身体障害者の話題より、他の障害の方が多いです。私どもとしては、雇用や災害時等の地域での問題が生じたときの問題が重要です。

事務局： 名称については、法律に定められたものですので、新しい法律でどのように位置づけられるのか見極めながら考えていく必要があると思います。現段階では、来年度もこのまま進めていきたいと思います。

田上委員： 民主党は廃案の方向で進めていますが、まだ廃案にはなっていません。平成 24 年くらいまでに作り直すそうなので、それまでは自立支援法はいきているわけです。しかし、自己負担部分の応益負担から応能負担にするという部分のみ先に進めるそうです。

朝比奈委員： 政権が代わったことで注視していく必要がありますが、中央の会議の構成メンバーが代わり、当事者の方が入ったということがあります。これを何かやっていくという意思表示がないと、来年度やっていけないのではないかと重います。具体的には、当事者の連絡協議会ができないかという意見は平成 20 年度から出ています。また、自立支援協議会の内容をもっと広くわかりやすい形で広めていく必要性があると

思います。当事者や家族が協議会の存在自体を知らないのは意味がないと思います。えくる開所時に行った意見交換会を自立支援協議会全体会として年1回は行い、意見集約の方法もその中で考えていく、ということが年度の初めか終わりくらいに出来たらと思います。

山崎委員： 当事者の意見を集約する場の設定とこれらの会議内容をどう伝えていくか、ということ。今後の方向性を、委員の選任も含めて考えていきたいと思います。

柴田委員： 障害者専門分科会でも取り上げられることになりますので、どんどん意見を集約していただきたいと思います。

事務局： 当事者の方の意見をどうすればいちばん反映できるのか、事務局としても早急にまとめなければいけないと考えています。

山崎委員： それぞれの方向から、今までの課題にチャレンジしていくということです。

朝比奈委員：平成22年度、委員の改選後、すぐに協議会を開催いただき、今上がった議題について、具体的な方向性を定めていきたいと思いますので、次回の日程を決めていただきたいと思います。

事務局： 本来は、年度内に委員の改選を行うべきですが、これから議会が入るということもあり、年度内に開催すると断言できません。しかし、平成22年度早急に開催したいと思います。期日については、各委員に連絡させていただき、調整したいと思います。

山崎委員： ゴールデンウィーク前には開催をお願いいたします。

司会： これで、平成21年度第2回市川市地域自立支援協議会を終了いたします。